

一般財団法人宗像協会定款

第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人宗像協会（通称：宗像財団）と称する。その英文名を
MUNAKATA FOUNDATION と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。
3. 事務所は事務局を兼ねており、理事会の決議によって事務局長を置く。

(目的)

第3条 当法人は、全ての人の平等を理念として、国内外の女子教育、マイノリティーの
保護、多様性の確保、貧困削減の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の個人や団体への支援活動
- (2) 国内外での啓発活動
- (3) 国内外で支援を募る募金活動
- (4) その他前各号に掲げる事業に付帯または関連する業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第二章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価値は、次のとおりである。

1. 設立者 宗像 康子

現金 150,000,000

(基本財産)

第 6 条 前条第 1 項の財産は、300 万円を基本財産とし、残りを第 3 条の目的事業を行うために不可欠な指定財産とし、善良な管理者の注意をもって管理を行う。第 3 条の目的事業以外の理由によりその一部を処分または担保に提供しようとするとき及び指定財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることが出来る評議員の三分の二以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 7 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から(翌年) 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事のもとで事務局長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事のもとで事務局長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3. 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の不分配)

第 10 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分等)

第 11 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、残余財産を公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第三章 評議員及び評議員会

第一節 評議員

(評議員)

第 12 条 当法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。) 第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げるものではない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第二節 評議員会

(権限)

第 15 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 評議員は代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 17 条 代表理事は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員に対する報酬等の支給の基準の決定
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3. 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を理事会において定めるものとし、第 18 条と第 19 条の規定は適用しない。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した議長及び出席した評議員と理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

2. 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

(開催時期)

第 22 条 定時評議員会は事業年度終了後 3 カ月以内に開催するものとし、臨時評議員会は必要に応じて開催する。オンラインによる開催も可能とする。

(報酬等)

第 23 条 評議員は無報酬とする。ただしその職務を行うにあたり、要する費用の支払いと 1 日 1 万円を超えない範囲で日当を支払うことが出来る。

第四章役員及び理事会

第 1 節役員

(役員)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 15 名以内 監事~~1~~各4 名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
3. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 28 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。理事又は監事については、再任を妨げない。

- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第 30 条 理事は無報酬とする。ただしその職務を行うにあたり、要する費用の支払いと 1 日 1 万円を超えない範囲で日当を支払うことが出来る。監事の報酬、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第 31 条 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免

除することができる。あわせて理事及び監事の責任の一部免除についてもこれに従う。

(顧問)

第 32 条 当法人に顧問を置くことができる。

2. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 顧問の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
4. 顧問は、代表理事の求めに応じ、必要な事項について意見を述べることができる。
5. 顧問の報酬、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第二節 理事会

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2. 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会は各理事が招集できる。

3. 理事会の招集通知は、会日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(開催時期)

第 35 条 定時理事会は新年度を迎える 7 月と年度の中間となる 1 月の 2 回とし、臨時の理事会は必要に応じて開催する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が 欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2. 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日、その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 33 条第 3 号の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

2. 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

第五章定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上
に当たる多数の決議によって変更することができる。

2. 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 42 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の
不能その他法令で定めた事由によって解散する。

第六章附則

(設立時評議員)

第 43 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 田中誠 穂満将徳 松浦由佳子

(設立時役員)

第 44 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 田中真奈 田中和子 二階堂有子

設立時代表理事 田中真奈

設立時監事 納野知広

(最初の事業年度)

第 45 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。